

旅り普通賞與、増減アルハ當取ナルヲ以テ削除、限リニアラ
 マト拒否セルヲ以テ然ラハ全従業員ニ認リ何カ一回答スヘン
 ト答へ午後一時頃會見ヲ終リタリ
 七 従業員削減動靜
 従業員側ハ平常通り勤務ニ服シ居リ營業上文障ナク又従業員
 多数ハ會社ノ回答ヲ承諾ノ意嚮ナリ
 業主側ノ意嚮
 普通賞與、増減ハ營業成績ニ依リ決定スルヲ當然ト認メ能達
 字句修正拒否ノ意嚮ナリ
 右及申(通)報候也

別記一 類 書

- 一日給八年二回昇給ノコト
 - 一期未賞與ハ事務員ト同額トスルコト
 - 一 退取リ事ハ如何ナル場合ニモ金額支給ノコト
- 右ノ事項ヲ御類ニ及具也

従業員一同

甲子製紙株式会社

御 中

二 回 答 書

- 一 昭和九年一月十一日附ヲ以テ男ニ対シ最高一人五円 女ニ対シ最高一人三元ノ昇給ヲ認ム
- 一 自今毎年昇給ノ件ハ技師長ニ於テ技術優秀者及上級職ト認メタル者ニ對シ昇給ヲ認ム